

自転車



2023年4月から
ヘルメットの着用が
努力義務化されています！

安全利用五則



1

車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

自転車は、車の仲間です。
歩道と車道の区別がある道路では
車道通行が原則です。
車道を通行する場合は、
左側に寄って通行しましょう！

歩道を通行できる場合、
車道寄りの部分をすぐに
停止できる速度で通行しましょう。

歩道は歩行者優先です。
歩行者の通行を妨げるときは
一時停止しなければいけません。



2

交差点では信号と
一時停止を守って、
安全確認

信号機のある交差点では、
信号に従って
安全を確認してから通行しましょう

一時停止の標識がある場所や
踏切などでは、必ず止まって
左右の安全を
確認しましょう！



3

夜間はライトを点灯

無灯火では安全確認が
十分にできません。
車や歩行者からも見えにくく、
大変危険です。
夜間は必ずライトを
点灯しましょう！



5

ヘルメットを着用

自転車を利用する時は、
事故による被害を軽減させるために
ヘルメットを着用しましょう！

幼児・児童を保護する責任の
ある人は、幼児・児童を自転車に
乗せるときには、ヘルメットを
着用させるようにしましょう。

4

飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。
お酒を飲んだら
運転しないでください。



もしも、交通事故を起こしてしまったり...

自転車に乗っていて、交通事故を起こしてしまっても、落ち着いて、以下のように行動しましょう。

① 相手や自分にケガがないか確認！

近くの人に助けを求めましょう。

ケガがあるときは、119番通報します。(してもらおう)

② 歩道など車がこない安全な場所へ避難しましょう。

③ 110番通報し、警察官を呼びましょう。(呼んでもらおう)

④ 親や先生に連絡しましょう。(してもらおう)



⚠ 車だけでなく、歩行者や自転車とぶつかっても交通事故となります。
何もせずにその場から立ち去ってしまうと、ひき逃げや当て逃げとなってしまいます。

～自転車保険の加入は義務です！加入・更新忘れずに～